

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子決裁の処理の代理)</u></p> <p><u>第6条の2 役員が電子決裁(電磁的方法による決裁若しくは専決、決裁における事前承認又は代決をすることをいう。以下同じ。)を行う場合において、当該役員が、当該案件について事前に説明を受けるなどして内容に問題がないと認めるときは、あらかじめ当該役員が指定する者に電子決裁の処理を行わせることができる。この場合において、当該指定する者は、代理で処理を行った旨を表示して電子決裁の処理を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則(令和6年3月総長裁定) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>